

医療安全支援センターの概要

厚生労働省医政局地域医療計画課
医療安全推進・医務指導室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

目次

1. 日本の医療安全施策の概況
2. 医療安全支援センターの概要
3. 医療安全支援センター運営要領について
4. 第8次医療計画について

1

1. 日本の医療安全施策の概況

1999年頃に起こった主な医療過誤

◆ 1999年（平成11年）1月 ： 横浜市立大学附属病院

心臓手術予定患者と肺手術予定患者を間違えて手術室へ移送し、
本来の部位と異なる部位の手術が施行された。

◆ 1999年（平成11年）2月 ： 都立広尾病院

術後の患者血管内に血液凝固阻止剤と消毒薬を間違えて点滴し、
患者が死亡した。

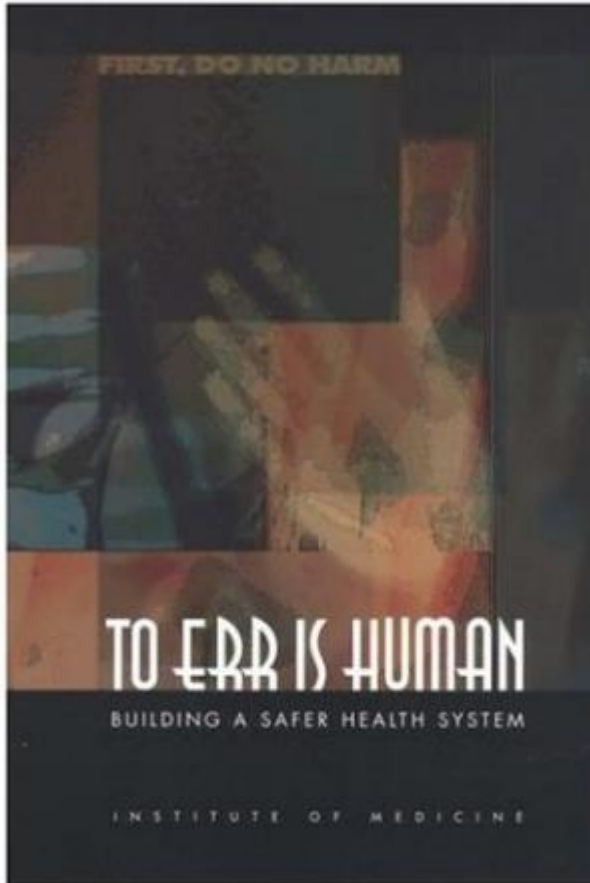
◆ 2000年（平成12年）2月 ： 京都大学医学部附属病院

人工呼吸器の加湿器に蒸留水とエタノールを間違えて注入し、
長時間にわたるエタノール吸入により患者が中毒死した。

◆ 2000年（平成12年） 4月 ： 東海大学医学部附属病院

内服薬を誤って血管内に点滴し、 患児が死亡した。

To Err is Human「人は誰でも間違える」 (1999 Institute of Medicine)



「人は誰でも間違える」ことを前提に，
間違っても障害に至らないようにするには
どうすればよいかを提言

「重要なことは，個人を攻撃して起こってしまった誤りととやかくいうのではなく，安全を確保できる方向にシステムを設計し直し，
将来のエラーを減らすように専心することである。」

出典：To Err is Human: Building a Safer Health System, Institute of Medicine, 1999
(邦訳)『人は誰でも間違える：より安全な医療システムを目指して』医学ジャーナリスト協会訳，日本評論社，2000

医療安全対策への考え方

1990年代

医療従事者個人の努力
に依拠する

2000年代以降

個々の要素の質を高め
つつ、システム全体を
安全性の高いものへ

国の医療安全施策の経緯①

○ 2001年（平成13年）

厚生労働省に医療安全推進室を設置、
医療安全対策検討会議を開催

○ 2002年（平成14年）4月

医療安全対策検討会議において、
「医療安全推進総合対策」報告書が取りまとめられ、
日本の医療安全対策の基本的な考えが示された。

医療安全推進総合対策

＜今後の医療安全対策としての医療安全の確保＞

- 個々の要素の質を高めつつ、いかにしてシステム全体を安全性の高いものにしていくかが課題となる。
- 事故の予防に重点を置いて考える場合には、「誤り」に対する個人の責任追及よりも、むしろ、起こった「誤り」に対して原因を究明し、その防止のための対策を立てていくことが極めて重要である。
- 患者の安全を最優先に考え、その実現を目指す態度や考え方としての「安全文化」を醸成し、これを医療現場に定着させていくことが求められている。

1 今後の医療安全対策

1-1 医療の安全と信頼を高めるために

- (1) 医療安全の確保
- (2) 医療における信頼の確保

1-2 本報告書における検討の範囲

1-3 医療安全を確保するための関係者の責務等

- (1) 国の責務
- (2) 地方自治体の責務
- (3) 関係者の責務と役割
- (4) 医療従事者個人の責務
- (5) 患者に期待される役割

2 医療安全の確保に当たっての課題と解決方策

2-1 医療機関における安全対策

- (1) 基本的な考え方
- (2) 医療機関における適正な安全管理体制
- (3) 安全対策のための人員の活用
- (4) 標準化等の推進と継続的な改善

- (5) 医療機関における医薬品・医療用具等の安全管理

- (6) 作業環境・療養環境の整備

- (7) 医療機関における信頼の確保のための取組

2-2 医薬品・医療用具等にかかわる安全性の向上

- (1) 基本的な考え方
- (2) 医薬品における取組
- (3) 医療用具における取組

2-3 医療安全に関する教育研修

- (1) 基本的な考え方
- (2) 卒業前・卒業後の教育研修の役割分担と連携
- (3) 教育研修内容の明確化と国家試験出題基準等での位置付け
- (4) 医療機関の管理者及び医療安全管理者に対する研修
- (5) 効果的な教育研修を進めるための方策

2-4 医療安全を推進するための環境整備等

- (1) ヒヤリ・ハット事例の収集・分析・結果の還元等

- (2) 科学的根拠に基づく医療安全対策の推進
- (3) 第三者評価の推進
- (4) 患者の苦情や相談等に対応するための体制の整備
- (5) 関係者を挙げての医療の安全性向上のための取組

3 国として当面取り組むべき課題

3-1 医療機関における安全管理体制の整備の徹底

3-2 医療機関における安全対策に有用な情報の提供等

3-3 医薬品・医療用具等に関する安全確保

3-4 医療安全に関する教育研修の充実

3-5 患者の苦情や相談等に対応するための体制の整備

3-6 関係者を挙げての医療の安全性向上のための取組

3-7 医療の安全性向上に必要な研究の推進

国の医療安全施策の経緯②

○ 2002年（平成14年）10月

病院、有床診療所に、医療安全管理体制の整備を義務付け
（省令改正）

○ 2003年（平成15年）4月

特定機能病院、臨床研修病院に、専任の医療に係る安全管理
者の配置等を義務付け（省令改正）

○ 2004年（平成16年）10月

特定機能病院等に事故等事案の報告義務付け（省令改正）

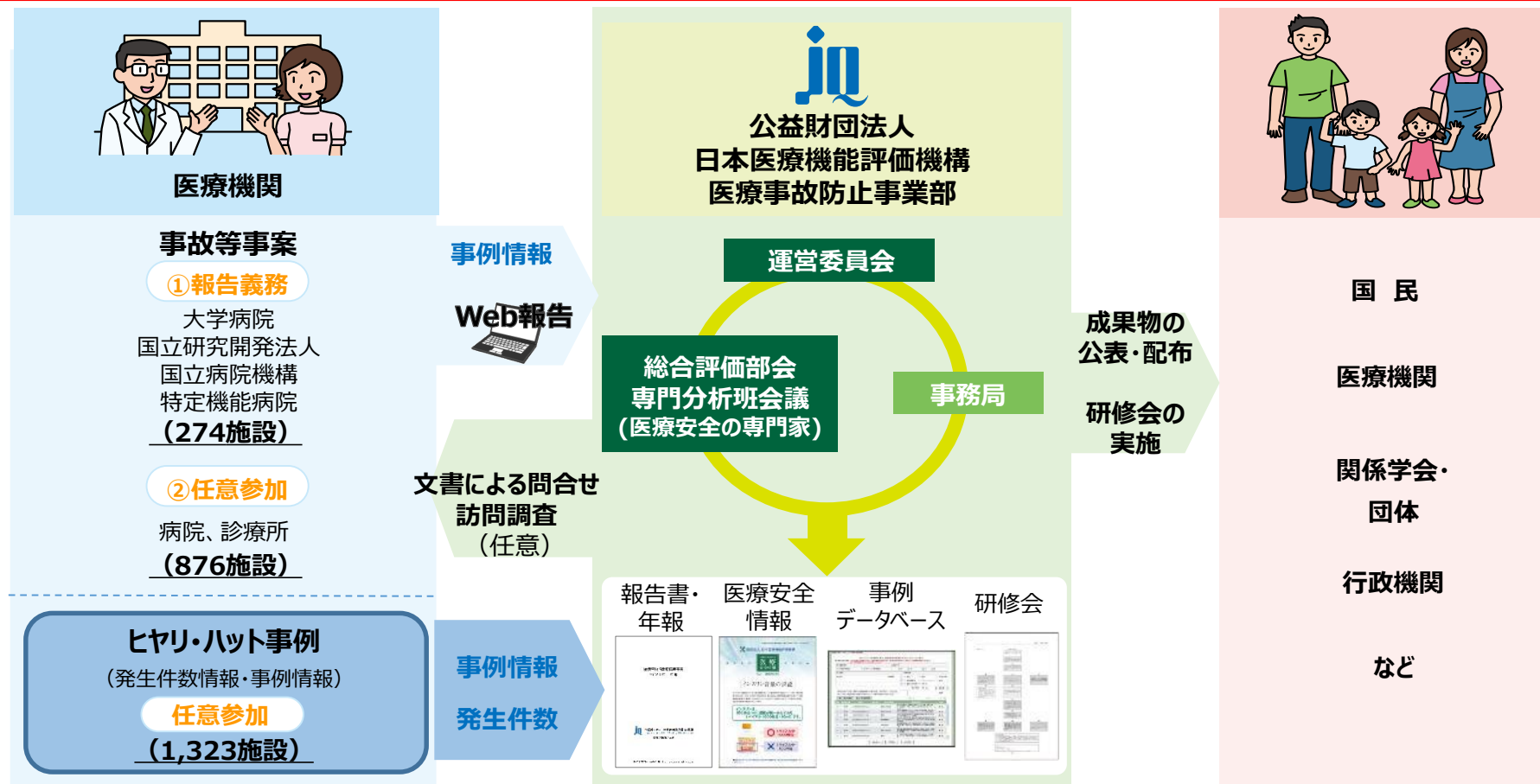
医療事故情報収集等事業

○事業の目的

医療機関から収集した事故等事案やヒヤリ・ハット事例を分析の上提供することにより、医療安全対策に有用な情報を医療機関に広く共有するとともに、国民に対して情報を公開することを通じて、医療安全対策の一層の推進を図ることを目的としています。

○事業の流れ

報告された事例を分析し、報告書や年報、医療安全情報を作成しています。それらは、報告された事例と共に、ホームページで公開しています。また、事例の報告の質を高めていただくことを目的として、参加医療機関を対象に研修会を開催しています。



※施設数は令和4年9月30日現在

国の医療安全施策の経緯③

○ 2006年（平成18年） 第五次医療法改正

- ・患者等への医療に関する情報提供の推進
- ・医療計画制度の見直し等を通じた医療機能の分化・連携の推進
- ・地域や診療科による医師不足問題への対応
- ・医療安全の確保
 - 無床診療所および助産所についても、医療安全管理体制の整備を義務付け
 - 都道府県等に医療安全支援センター設置努力義務
- ・医療従事者の資質の向上
- ・医療法人制度改革

国の医療安全施策の経緯④

○2014年（平成26年） 第六次医療法改正

- ・新たな基金の創設と医療・介護の連携強化
- ・地域における効率的、効果的な医療提供体制の確保
- ・地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化
- ・特定行為に係る看護師の研修制度の新設
- ・医療事故に係る調査の仕組みを位置づけ
- ・持分なし医療法人への移行の促進
- ・介護人材確保対策

○2015年（平成27年） 医療事故調査制度開始

医療事故調査制度の目的について

医療事故が発生した医療機関で院内調査を行い、その調査結果を第三者機関が収集・分析することで再発防止につなげることにより、医療の安全を確保することを目的としています。

対象となる医療事故が発生した場合、

医療機関は、遺族への説明、医療事故調査・支援センターへ報告、必要な調査の実施、調査結果について遺族への説明(※)及びセンターへの報告を行う。

(※)調査結果の遺族への説明に当たっては、口頭又は書面若しくはその双方に適切な方法により行い、遺族が希望する方法で説明するよう努めなければならない。

医療機関又は遺族から調査の依頼があったものについて、センターが調査を行い、その結果を医療機関及び遺族への報告を行う。

センターは、医療機関が行った調査結果の報告に係る整理・分析を行い、医療事故の再発の防止に関する普及啓発を行う。

本制度における医療事故の定義について

	医療機関（病院、診療所、助産所）に勤務する医療従事者が提供した医療に起因し、又は起因すると疑われる死亡又は死産であって、当該医療機関の管理者がその死亡又は死産を予期しなかったもの	
省令事項		○「予期しなかったもの」
通知事項	○「医療に起因し又は起因すると疑われるもの」	○「予期しなかったもの」

○ 医療事故の範囲

※過誤の有無は問わない

	医療に起因し、又は起因すると疑われる死亡又は死産	左記に該当しない死亡又は死産
管理者が予期しなかったもの	制度の対象事案	
管理者が予期したもの		

本制度において「医療事故」に該当するかどうかについては、医療機関の管理者が組織として判断することとされています。

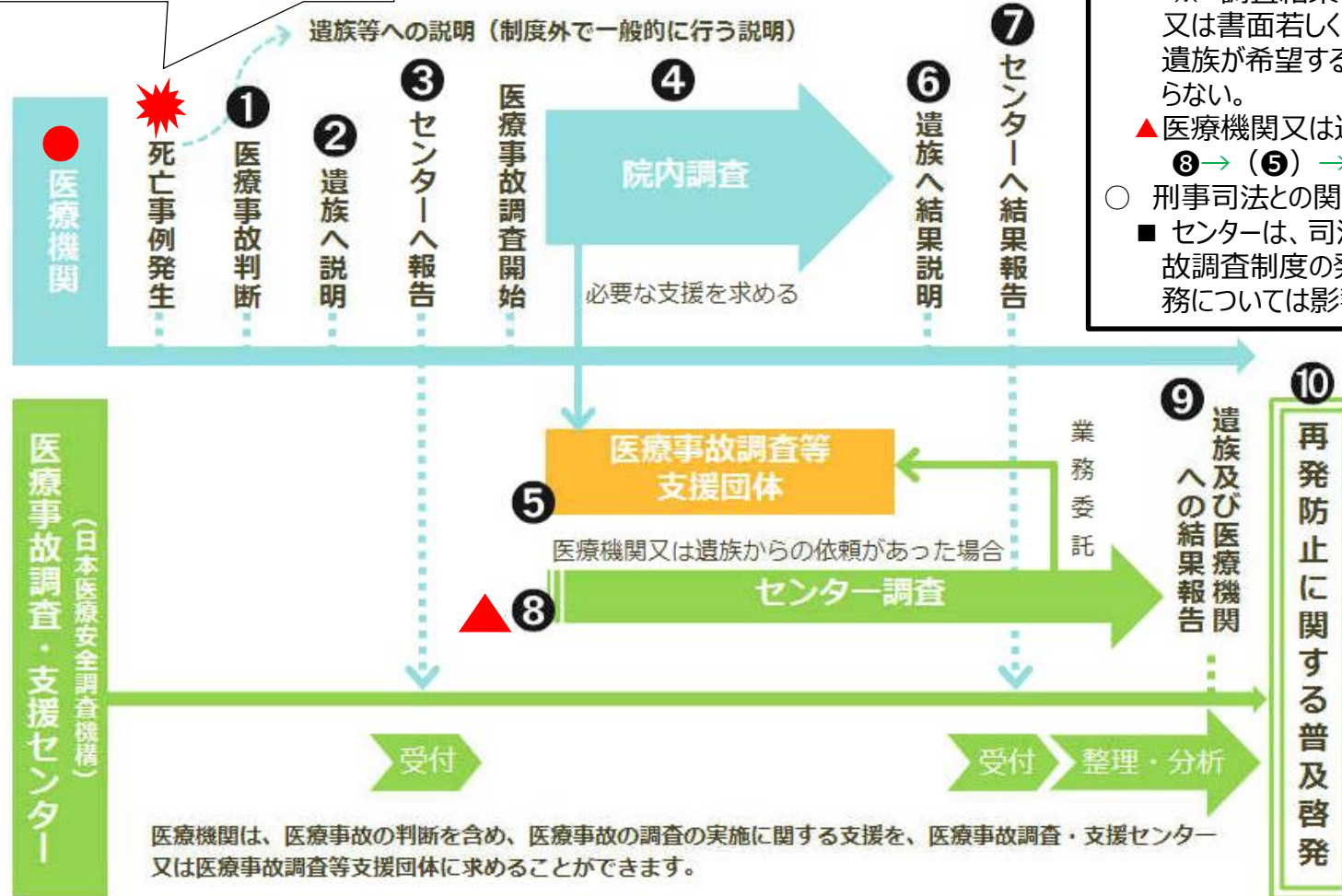
地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行（医療事故調査制度）について（平成27年5月8日付医政発0508第1号）」より

なお、遺族等から医療事故が発生したのではないかという申出があった場合であって、医療事故には該当しないと判断した場合は、遺族等に対してその理由をわかりやすく説明することとされています。

「医療法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う留意事項等について（平成28年6月24日付医政総発0624第1号）」より

医療事故調査制度の流れについて

病院等における死亡及び死産事例が発生したことが
管理者に遺漏なく速やかに報告される体制を確保
⇒医療事故の判断
⇒事例についての遺族等に
対する説明



- 本制度における調査の流れ
 - ★ 対象となる医療事故が発生した場合、
 - 医療機関：①→②→③→④→⑤→⑥→⑦→⑩
 - ※ 調査結果の遺族への説明に当たっては、口頭又は書面若しくはその双方に適切な方法により行い、遺族が希望する方法で説明するよう努めなければならない。
 - ▲ 医療機関又は遺族から依頼があった場合：
 - ⑧→(⑤)→⑨→⑩
 - 刑事司法との関係
 - センターは、司法・警察には通知しない。(医療事故調査制度の発足により、医師法21条の通報義務については影響を受けない。)

※ 医療法第6条の11の規定に基づき、病院等の管理者は、医療事故が発生した場合には、速やかに医療事故調査を行わなければならない。また、病院等の管理者は、医療事故調査等支援団体に対し、医療事故調査を行うために必要な支援を求める。

出典：日本医療安全調査機構 医療事故調査制度について
URL:https://www.medsafe.or.jp/modules/about/index.php?content_id=2

これまでの厚労省関連の医療安全施策

平成13(2001)年 3月	「患者安全推進年」とし、「患者の安全を守るための医療関係者の共同行動（Patient Safety Action : PSA）」を推進
4月	厚生労働省に医療安全推進室設置、医療安全対策検討会議を開催
14年 4月	医療安全対策検討会議にて、「医療安全推進総合対策」策定
10月	病院及び有床診療所に、医療安全管理のための体制確保義務（省令改正）
15年 4月	特定機能病院・臨床研修病院に、専任の医療に係る安全管理者・医療に係る安全管理部門・患者相談窓口配置義務（省令改正）
12月	「厚生労働大臣医療事故対策緊急アピール」：医療安全を医療政策の最重要課題のひとつ
16年10月	医療事故情報収集等事業開始（省令改正）
17年 5月	「医療安全対策検討会議」報告書取りまとめ（医療事故未然防止対策等）
18年 6月	第5次改正医療法公布（法改正）※医療安全の規定が整備される
19年 4月	第5次改正医療法施行（法改正） 病院及び有床診療所に加え、無床診療所、助産所にも、医療安全管理体制確保義務、及び、都道府県等に、医療安全支援センター設置努力義務 等
21年 1月	産科医療補償制度開始
26年 6月	第6次改正医療法公布（法改正）
10月	第6次改正医療法施行（ただし、医療事故調査制度に関する規定は、平成27年10月 1 日施行）（法改正）
27年10月	医療事故調査制度開始
28年 6月	特定機能病院の承認要件の見直し、支援団体等連絡協議会の設置等（省令改正）
31年 3月	診療用放射線に係る安全管理体制確保義務の追加（省令改正）
令和4年 4月	医療安全推進室を総務課から地域医療計画課に移管、室名を「医療安全推進・医務指導室」に変更

2. 医療安全支援センターの概要

医療安全支援センターの区分について

	都道府県センター	保健所設置市区センター	二次医療圏センター
法令上の設置規定	設置努力義務		法令上の規定はないが、二次医療圏毎の設置が望ましい
運営体制の基本	・「相談窓口」の設置 ・「医療安全推進協議会」の設置・開催		・「相談窓口」の設置 ・地域の実情に応じてセンターの運営方針等を検討する会議の設置・開催（都道府県内の近隣地域で合同開催も可能）
業務	右記①～⑦に加えて、 ⑧二次医療圏センターに対する助言、指導 ⑨二次医療圏センター相談職員に対する研修の実施又は総合支援事業により開催する研修の参加支援 ⑩二次医療圏センターが運営する業務内容の評価 ⑪二次医療圏センターの行う業務を補完する業務	①医療に関する苦情や相談への対応 ②医療安全推進協議会（※）の開催 ③関係する機関・団体等との連絡調整 ④医療安全の確保に関する必要な情報の収集及び提供 ⑤研修会の受講等によるセンターの職員の資質の向上 ⑥医療安全の確保に関する必要な相談事例の収集、分析及び情報提供 ⑦医療安全施策の普及・啓発 ※二次医療圏センターにおいては地域の実情に応じてセンターの運営方針等を検討する会議を設け、定期的に行う	
	各都道府県内のセンターは、相互に連携・協力を図ること		

医療安全支援センターの概要①

<医療安全支援センターとは>

医療法第6条の13の規定に基づき、都道府県、保健所を設置する市及び特別区により設置されており、医療に関する苦情・心配や相談に対応するとともに、医療機関、患者・住民に対して、医療安全に関する助言および情報提供等を行っています。

<役割>

- 医療に関する苦情に対応し、又は相談に応ずるとともに当該患者若しくはその家族又は当該病院、診療所若しくは助産所の管理者に対し必要に応じ、助言を行うこと
- 病院、診療所若しくは助産所の開設者若しくは管理者若しくは従業者又は患者若しくはその家族若しくは住民に対し医療の安全の確保に関し必要な情報の提供を行うこと
- 病院、診療所又は助産所の管理者又は従業者に対し、医療の安全に関する研修を実施すること
- 医療の安全の確保のために必要な支援を行うこと（医療法第6条の13）

<設置状況（設置は努力義務）>（令和4年11月1日時点）

- 都道府県に設置されているセンター：47箇所
- 保健所設置市区に設置されているセンター：80箇所
- 二次医療圏に設置されているセンター：269箇所

計 396 箇所

※各センターの詳細については、医療安全支援センター総合支援事業HP（<https://www.anzen-shien.jp/center/>）を参照

医療安全支援センターの概要②

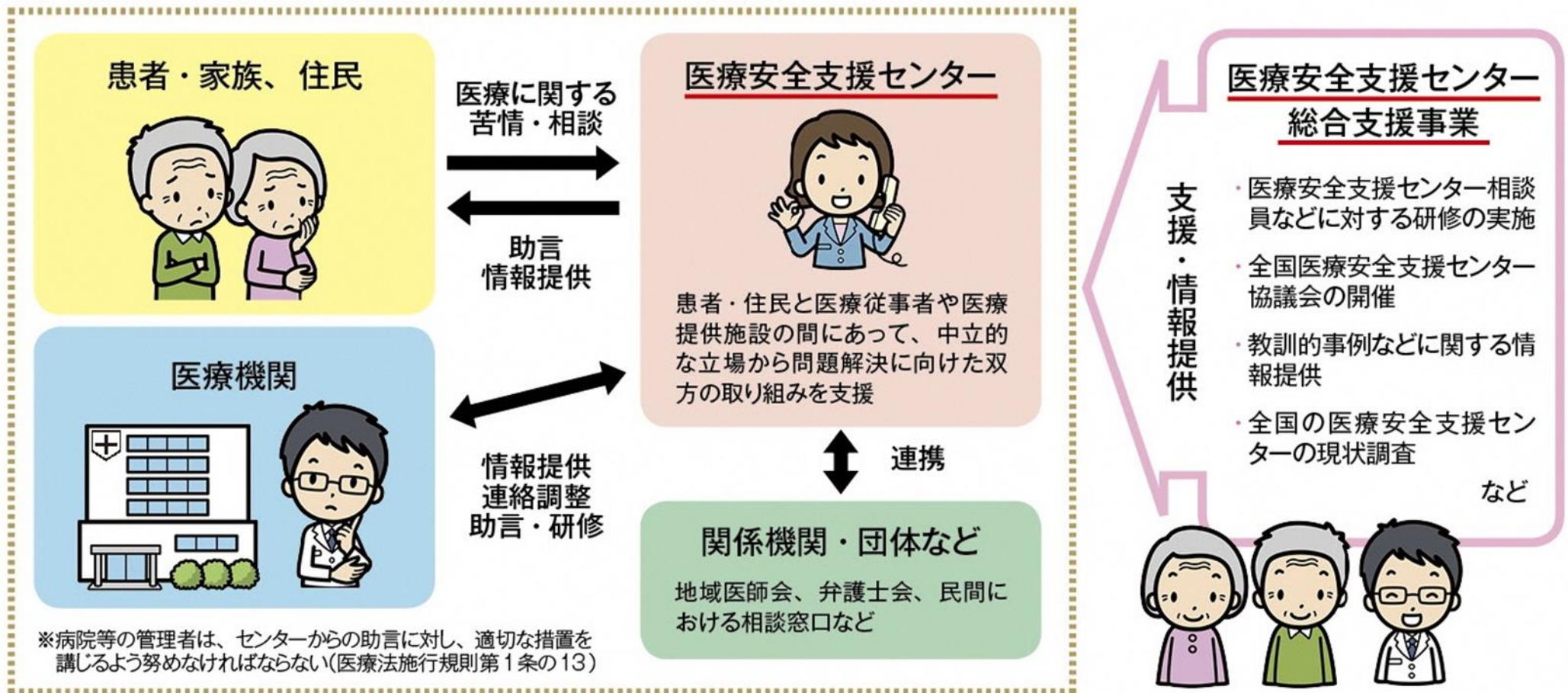
＜医療安全支援センターの助言に対する病院等の管理者の義務＞

病院等の管理者は、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長が法第6条の13第1項第1号の規定に基づき行う（医療安全支援センターの）助言に対し、適切な措置を講じるよう努めなければならない。（医療法施行規則第1条の13）

＜医療安全支援センターに関する国の支援事業 （医療安全支援センター総合支援事業）＞

- 医療安全支援センター相談員等の職員の資質の向上を図るため、助言に必要な知識、技能に関する研修を行うとともに、医療安全支援センターの運営を円滑に進めるため、医療安全支援センターが抱える課題等についての情報交換の促進や運営状況等に関する調査を行うなど必要な支援を総合的に実施する。
- 医療安全支援センターが収集した相談事例のうち教訓的事例等に関する情報を収集し、分析・評価した上で、医療安全支援センターや医療機関において活用できるよう情報提供するなど、医療安全支援センターを総合的に支援する。
- 事業を運営する一般社団法人医療の質・安全学会（平成30年度～）へ運営費を補助。

医療安全支援センターによる 患者等と医療機関の信頼関係構築のための支援



医療安全支援センターの状況

出典：令和3年度 医療安全支援センターの運営の現状に関する調査報告書

医療安全支援センターに寄せられた相談等の受付件数：101,542件
(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

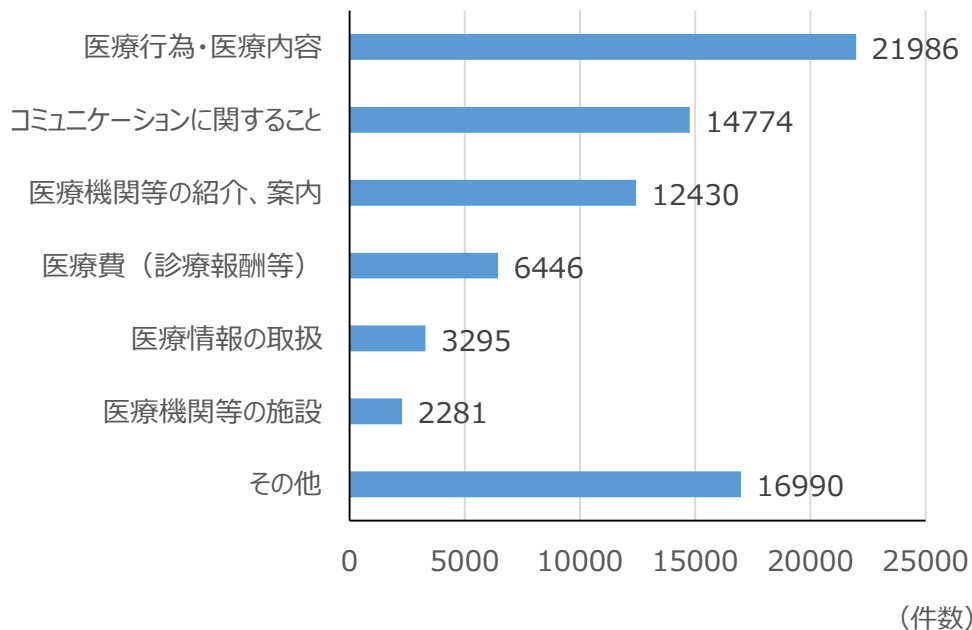
【設置主体別】

都道府県センター : 46,385件
保健所設置市区センター : 48,042件
二次医療圏センター : 7,115件

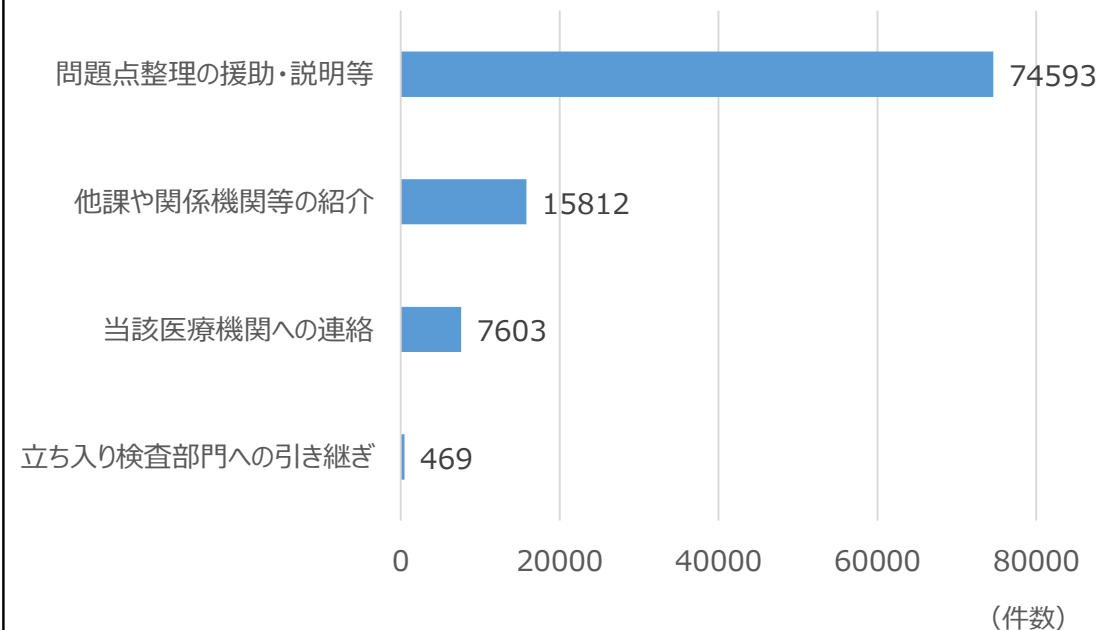
【受付内容】

相談 : 65,760件
苦情 : 33,255件
その他 : 2,527件

相談等の内容の分類

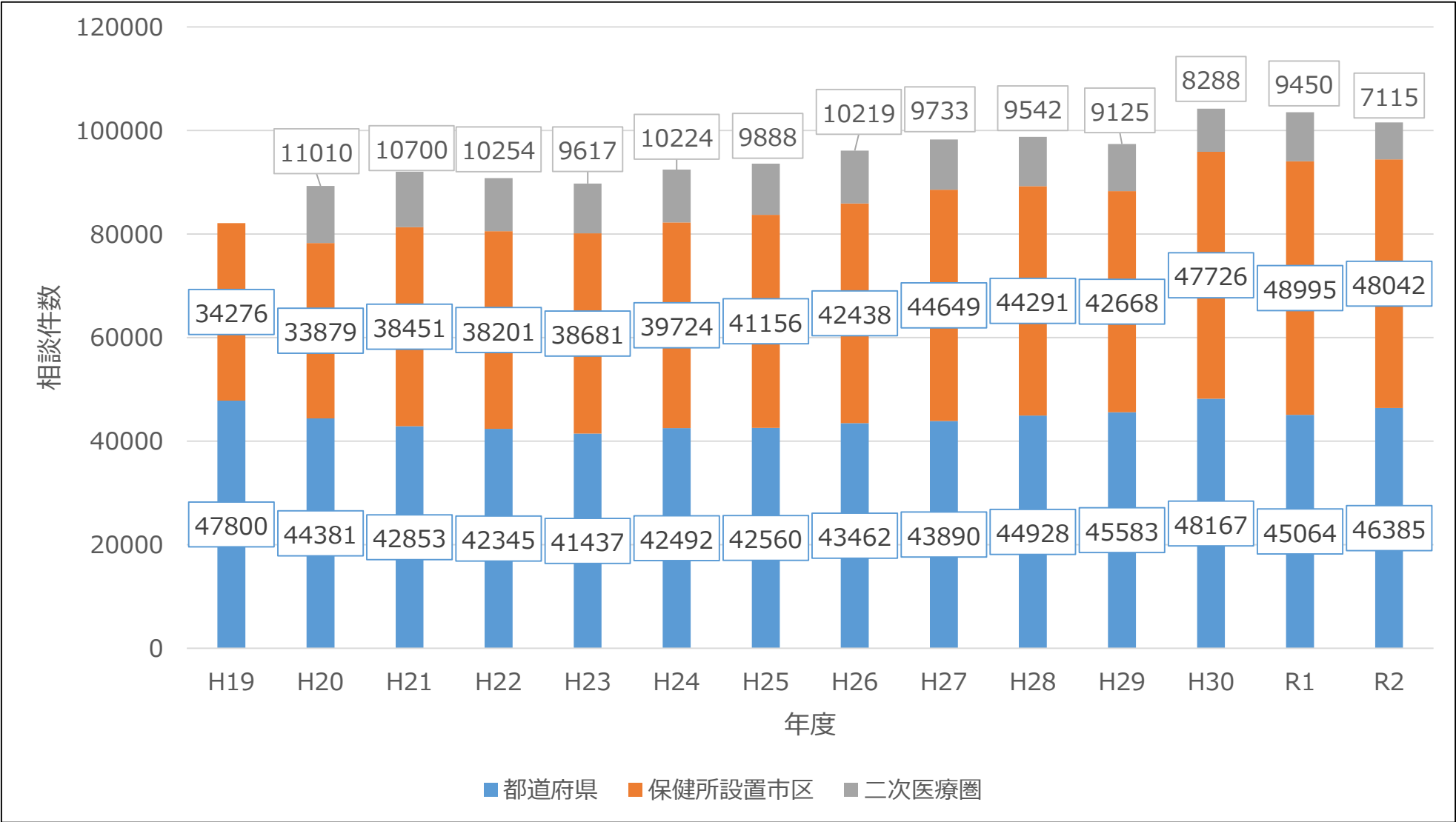


相談等に対する傾聴後の対応



医療安全支援センターに寄せられた相談件数の年次推移

出典：医療安全支援センターの運営の現状に関する調査報告書



3

3. 医療安全支援センター 運営要領について

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

医政発第0330036号
平成19年3月30日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

医療安全支援センター運営要領について

良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号）により、医療法（昭和23年法律第205号）の一部が改正され、平成19年4月1日より、都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、医療安全支援センターを設けるよう努めなければならないこととされたところである。

これを受け、各都道府県における医療安全支援センターの運営方法等について、別添のとおり「医療安全支援センター運営要領」を定めたので、十分御了知の上、その運営に遺憾のないよう特段の御配慮をいただくとともに、管下職員等に対し周知願いたい。

なお、「医療安全支援センターの設置について」（平成15年4月30日医政発第0430003号本職通知）及び「医療相談コーナーの設置について」（昭和55年11月10日医発1135厚生省医務・公衆衛生・薬務・社会・保険局長連名通知）は廃止することとする。

平成19年通知 「医療安全支援センター 運営要領について」

1 目 的

良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律により改正された医療法（昭和23年法律第205号）第6条の11に基づき、医療に関する患者・住民の苦情・心配や相談に対応し、病院、診療所、助産所、その他の医療を提供する施設（以下「医療提供施設」という。）に対する助言、情報提供及び研修、患者・住民に対する助言及び情報提供、並びに地域における意識啓発を図り医療安全を推進することによって、住民の医療に対する信頼を確保することを目的として、医療安全支援センター（以下「センター」という。）を設置する。

2 基本方針

センターは、次の基本方針により運営すること。

- （1）患者・住民と医療提供施設との信頼関係の構築を支援するよう努めること。
- （2）患者・住民と医療提供施設との間にあって、中立的な立場から相談等に対応し、患者・住民と医療提供施設の双方から信頼されるよう努めること。
- （3）患者・住民が相談しやすい環境整備に努めること。
- （4）相談者のプライバシーを保護し、相談により相談者が不利益を被ることがないように配慮する等、安心して相談できる環境整備に努めること。
- （5）地域の医療提供施設や医療関係団体の相談窓口や関係する機関・団体等と連携、協力して運営する体制を構築するよう努めること。

3 運営主体

都道府県及び保健所を設置する市又は特別区（以下「都道府県等」という。）とする。

4 運営体制

（1）センターの設置・運営

- ① 都道府県及び保健所設置市区にセンターを設置することを基本とする。また、これに加えて、二次医療圏ごと（保健所を設置する市又は特別区（以下「保健所設置市区」という。）のみで構成される医療圏は除く。）に設置することが望ましい。
- ② 各都道府県内のセンターは、相互に連携・協力を図ること。
- ③ センターには、患者・住民からの相談等に対応するための「相談窓口」及び当該センターの活動方針等を協議するための「医療安全推進協議会」を設けることを基本とすること。
- ④ センターの業務
（都道府県センター）
 - ア 患者・住民からの苦情や相談への対応
 - イ 医療安全推進協議会の開催
 - ウ 患者・住民からの相談等に適切に対応するために行う、関係する機関・団体等との連絡調整
 - エ 医療安全の確保に関する必要な情報の収集及び提供
 - オ 研修会の受講等によるセンターの職員の資質の向上
 - カ 医療安全の確保に関する必要な相談事例の収集、分析及び情報提供

医療安全支援センター 運営要領の改定について

改定を検討した背景

- 医療安全支援センター（以下、センター）は平成18年の医療法改正に伴い、都道府県、保健所を設置する市及び特別区において設置に努めることとされた。
- 現行の運営要領は平成19年4月の施行に先立ち、同年3月30日に医政局長通知「医療安全支援センター運営要領について」（医政発第033036号）で示したものであるが、以降改定は一度もされていない。
- 医療安全支援センター総合支援事業（以下、総合支援事業）において例年実施されている調査等により、現行の運営要領についてセンターの実情に合っていない部分が明らかになってきている。
- また、医療法は平成19年以降も度々改正されており、医療事故調査制度など要領作成時にはなかった制度も施行されていることから、法令との整合性等についても見直しが必要である。



センターの業務や運営体制について調査等の結果から判明した実情を踏まえて見直すとともに、法令との整合性についても改めて整理する必要があることから、この度改定を検討することとなった。

改定の要点

- 運営要領に記載されている内容を確認し、現行の条文に合わせた表現の修正、医療安全に関する情報として医療事故調査制度の成果物の活用について追記する等を行う。
- 医療安全推進協議会の開催方法や相談情報の記録・保存方法等、センターの業務内容や運営体制について現在の実情を踏まえて見直す。
- 総合支援事業をセンターが効果的に活用できるよう、総合支援事業とセンターとの連携や事業の活用方法等について整理する。
- その他、細かい表現の修正を行う。

各 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 殿

医政発 0330 第 2 号
令和 4 年 3 月 30 日

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

「医療安全支援センター運営要領について」の一部改正について

医療法において都道府県、保健所を設置する市及び特別区において設置するよう努めなければならないとされている医療安全支援センター（以下「センター」という。）の運営方法等については、「医療安全支援センター運営要領について」（平成 19 年 3 月 30 日付け医政発第 0330036 号）の別添「医療安全支援センター運営要領」（以下「運営要領」という。）により定められているところです。今般、近年の医療法改正等を踏まえ、運営要領について別紙新旧対照表のとおり改正し、令和 4 年 4 月 1 日より適用することとしたので、通知いたします。

貴職におかれては、内容について十分御了知の上、センターの運営に遺憾のないよう特段のご配慮をお願いいたします。また、センターが設置されていない保健所を設置する市及び特別区におかれましては、引き続き、センターの新規設置をご検討いただきますようお願い申し上げます。

令和4年3月30日付け 「『医療安全支援センター運営要領について』の一部 改正について」

（参考 改正後全文）

医療安全支援センター運営要領

1 目的

医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 6 条の 13 に基づき、医療に関する患者・住民の苦情・心配や相談に対応し、病院、診療所、助産所、その他の医療を提供する施設（以下「医療提供施設」という。）に対する助言、情報提供及び研修、患者・住民に対する助言及び情報提供、並びに地域における意識啓発を図り医療安全を推進することによって、住民の医療に対する信頼を確保することを目的として、都道府県、保健所を設置する市及び特別区において医療安全支援センター（以下「センター」という。）を設置する。

2 基本方針

センターは、次の基本方針により運営すること。

- (1) 患者・住民と医療提供施設との信頼関係の構築を支援するよう努めること。
- (2) 患者・住民と医療提供施設との間にあって、中立的な立場から相談等に対応し、患者・住民と医療提供施設の双方から信頼されるよう努めること。
- (3) 患者・住民が相談しやすい環境整備に努めること。
- (4) 相談者のプライバシーを保護し、相談により相談者が不利益を被ることがないように配慮する等、安心して相談できる環境整備に努めること。
- (5) 地域の医療提供施設や医療関係団体の相談窓口や関係する機関・団体等と連携、協力して運営する体制を構築するよう努めること。

3 運営主体

都道府県、保健所を設置する市及び特別区（以下「都道府県等」という。）とする。

4 運営体制

(1) センターの設置・運営

- ① 都道府県等にセンターを設置することを基本とする。また、これに加えて、二次医療圏ごと（保健所を設置する市又は特別区（以下「保健所設置市区」という。）のみで構成される二次医療圏は除く。）に設置することが望ましい。
- ② 各都道府県内のセンターは、相互に連携・協力を図ること。
- ③ 都道府県等のセンターには、患者・住民からの相談等に対応するための「相談窓口」及び当該センターの活動方針等を協議するための「医療安全推進協議会」を設け、定期的に開催することを基本とする。二次医療圏ごとに設置するセンター（以下「二次医療圏センター」という。）には、患者・住民からの相談等に対応するための「相談窓口」を設け、地域の実情に応じ、医療安全推進協議会等の当該センターの運営方針等を検討する会議を設け、定期的に開催することを基本とする。当該

4

4. 第8次医療計画

- 都道府県が、国の定める基本方針に即し、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るために策定するもの。
- 医療資源の地域的偏在の是正と医療施設の連携を推進するため、昭和60年の医療法改正により導入され、都道府県の二次医療圏ごとの病床数の設定、病院の整備目標、医療従事者の確保等を記載。平成18年の医療法改正により、疾病・事業ごとの医療連携体制について記載されることとなり、平成26年の医療法改正により「地域医療構想」が記載されることとなった。その後、平成30年の医療法改正により、「医師確保計画」及び「外来医療計画」が位置付けられることとなった。

計画期間

- 6年間（現行の第7次医療計画の期間は2018年度～2023年度。中間年で必要な見直しを実施。）

記載事項(主なもの)

○ 医療圏の設定、基準病床数の算定

- ・ 病院の病床及び診療所の病床の整備を図るべき地域的単位として区分。

二次医療圏

335医療圏（令和3年10月現在）

【医療圏設定の考え方】

一般の入院に係る医療を提供することが相当である単位として設定。その際、以下の社会的条件を考慮。

- ・ 地理的条件等の自然的条件
- ・ 日常生活の需要の充足状況
- ・ 交通事情 等

三次医療圏

52医療圏（令和3年10月現在）

※都道府県ごとに1つ（北海道のみ6医療圏）

【医療圏設定の考え方】

特殊な医療を提供する単位として設定。ただし、都道府県の区域が著しく広いことその他特別な事情があるときは、当該都道府県の区域内に二以上の区域を設定し、また、都道府県の境界周辺の地域における医療の需給の実情に応じ、二以上の都道府県にわたる区域を設定することができる。

- ・ 国の指針において、一定の人口規模及び一定の患者流入/流出割合に基づく、二次医療圏の設定の考え方を明示し、見直しを促進。

○ 地域医療構想

- ・ 2025年の、高度急性期、急性期、回復期、慢性期の4機能ごとの医療需要と将来の病床数の必要量、在宅医療等の医療需要を推計。

○ 5疾病・5事業(※)及び在宅医療に関する事項

※ 5疾病…5つの疾病（がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患）。

5事業(※)…5つの事業（救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療（小児救急医療を含む。））。

(※)令和6年度からは、「新興感染症等の感染拡大時における医療」を追加し、6事業。

- ・ 疾病又は事業ごとの医療資源・医療連携等に関する現状を把握し、課題の抽出、数値目標の設定、医療連携体制の構築のための具体的な施策等の策定を行い、その進捗状況等を評価し、見直しを行う（PDCAサイクルの推進）。

○ 医師の確保に関する事項

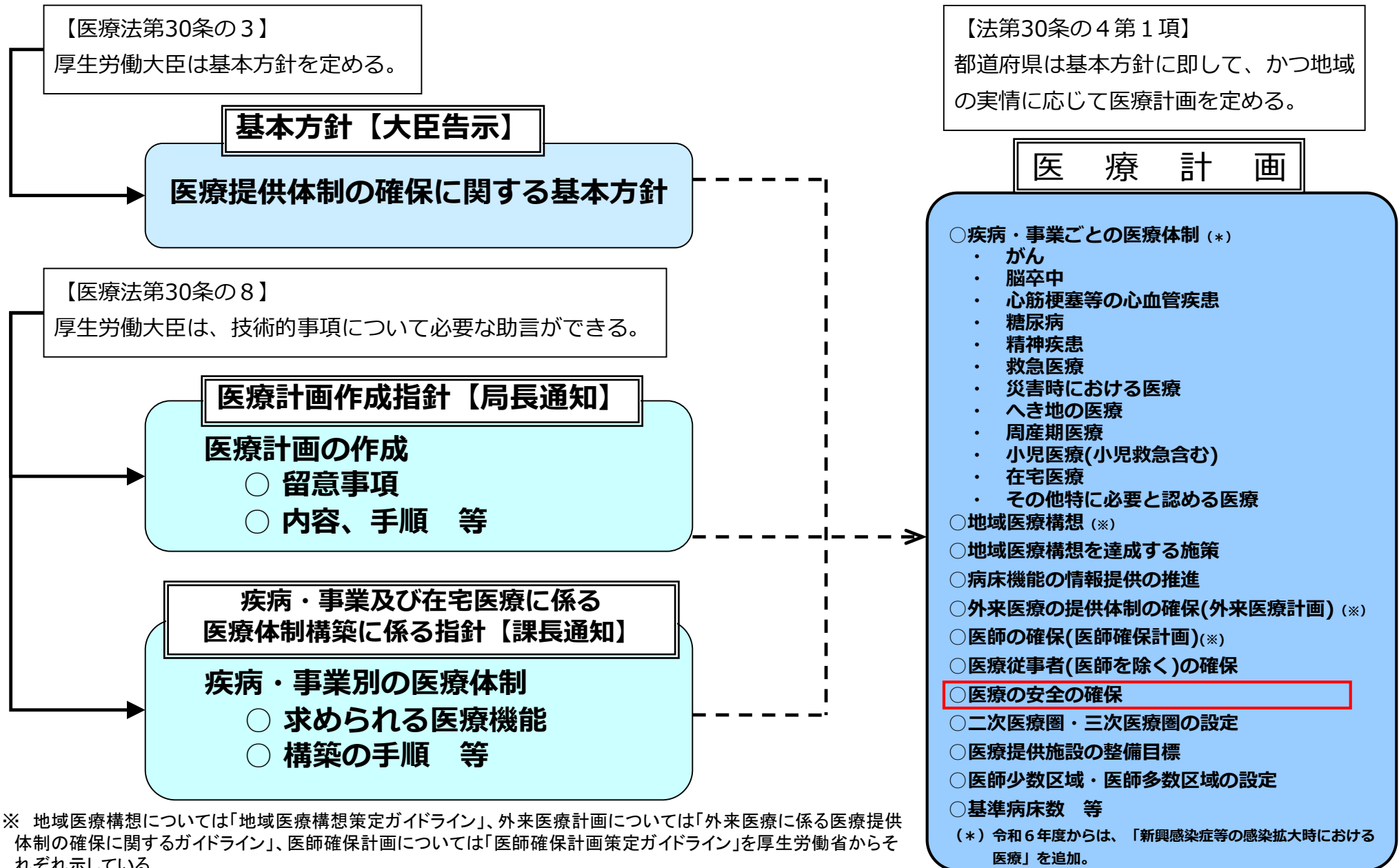
- ・ 三次・二次医療圏ごとに医師確保の方針、目標医師数、具体的な施策等を定めた「医師確保計画」の策定（3年ごとに計画を見直し）
- ・ 産科、小児科については、政策医療の観点からも必要性が高く、診療科と診療行為の対応も明らかにしやすいことから、個別に策定

○ 外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項

- ・ 外来医療機能に関する情報の可視化、協議の場の設置、医療機器の共同利用等を定めた「外来医療計画」の策定

医療計画の策定に係る指針等の全体像

令和3年6月18日
第8次医療計画等に関する検討会資料2



これまでの主な医療安全施策と医療計画

平成14年 4月
「医療安全推進総合対策」策定

平成18年 4月
医療安全対策加算を新設

平成19年 3月
「医療安全管理者の業務指針
および養成のためのプログラム作
成指針」を各自治体に通知

平成24年 4月
患者サポート体制充実加算を新
設

平成25年 1月
「医療対話推進者の業務指針」
を策定。医療機関に周知するよう
各自治体に依頼。

平成27年10月
医療事故調査制度開始

平成28年 6月
支援団体等連絡協議会を制度的
に位置づけ

令和 3年 3月
病院等の管理者に対し医療事
故調査・支援センターや支援団
体が開催する研修の受講を推
進するよう、各自治体に依頼

平成28年 6月
特定機能病院のピアレビュー開
始

平成30年 4月
特定機能病院以外を対象に医
療安全対策地域連携加算を新
設

平成31年 4月
医療安全地域連携シートが医
療機関で活用されるよう、各自
治体に通知

令和 3年 4月
特定機能病院の承認要件に第
三者評価の受審を追加

平成19年 4月
都道府県等に医療安全支援セン
ター設置努力義務

令和 4年 3月
医療安全支援センター運営要領改
正

第 8 次医療計画に向けた課題

医療提供施設に
おける医療安全
の確保

医療事故調査制度についての理解を深める必要がある。

内部からの評価だけでは分からない安全管理上の問題点を明らかにすることにより、医療安全管理体制の質をより高める必要がある。

医療安全
支援センター

- ・地域の医療機関における医療従事者の医療安全に関する知識の習得が必要である。
- ・患者・住民の医療への主体的な参加が必要である。
- ・地域の関係機関との連携強化が重要である。

医療の安全の確保に関する事項は
第5次計画から盛り込まれた。

第6次、第7次計画においては、医療安全の確保に関する事項について
記載ぶりの大きな変更は行わなかったが、各種制度変更等により医療安全
の向上を図ってきた。

平成14～18年度
第4次医療計画

平成20～24年度
第5次医療計画

平成25～29年度
第6次医療計画

平成30～令和5年度
第7次医療計画

令和6～11年度
第8次医療計画

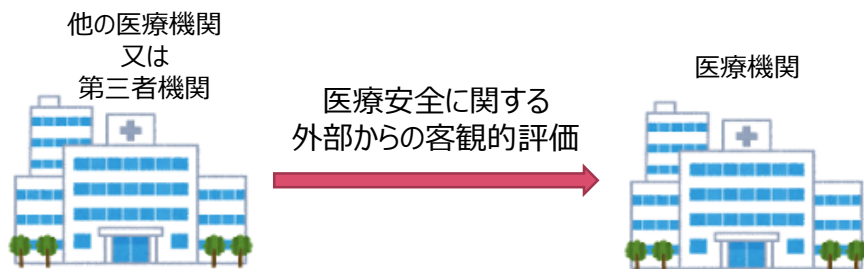
医療の安全の確保について（第8次医療計画の見直しのポイント）

概 要

- 医療事故調査制度運用の要である病院等の管理者に制度についての理解をより深めていただくため、研修の受講を推進する。
- 医療機関における医療安全の取組への客観的な評価により、更なる医療安全の向上を図る。
- 医療安全支援センターについて、相談対応の質の向上を図る観点から、相談職員の研修の受講を推進する。また、医療安全推進協議会の開催等により、地域の医療提供施設や医療関係団体と連携、協力して運営する体制の構築を推進する。

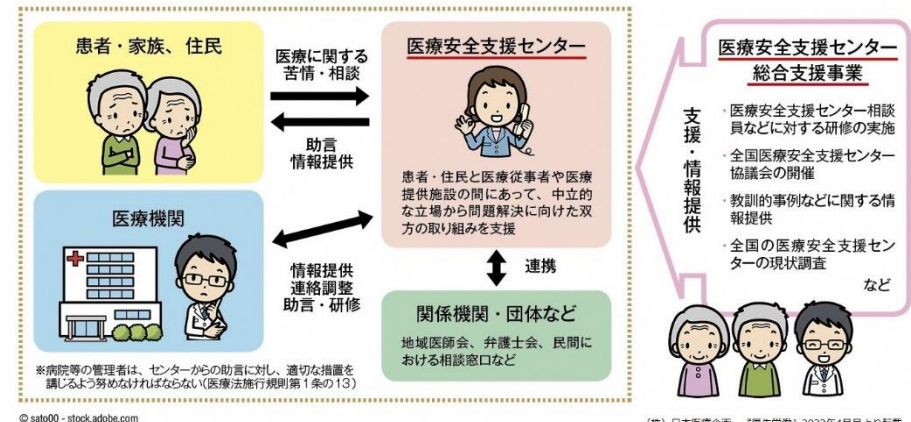
医療提供施設における医療の安全を確保するための措置

- 医療提供施設における医療の安全を確保するための措置に係る現状及び目標として、病院等の管理者に医療事故調査制度についての理解を促す観点から研修の受講割合を盛り込むとともに、病院における医療安全の取組への客観的な評価により、当該取組を推進していくため、他の病院から医療安全対策に関して評価を受けている又は第三者評価を受審している病院数の割合を新たに項目へ盛り込む。



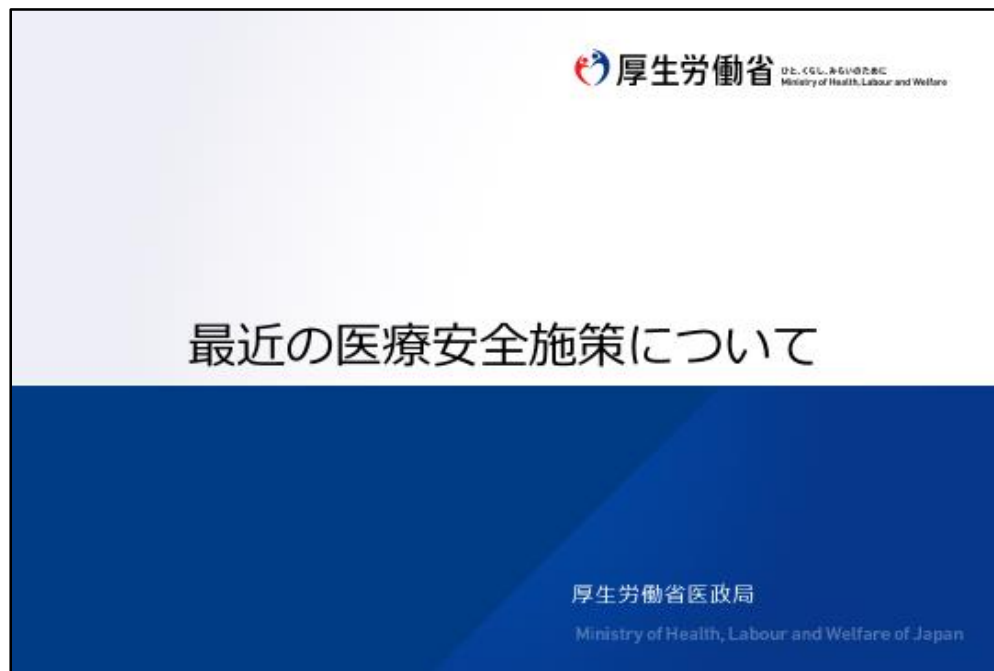
医療安全支援センター

- 医療安全に関する情報提供、研修等求められる業務に即した項目を盛り込むとともに、相談対応の質の向上を図る観点から、研修を受講した相談職員数の割合を追加する。また、医療安全推進協議会については、その開催状況についても把握する。



医療安全施策についての解説動画

最近の医療安全施策について詳しく解説する動画資料を作成しました。
厚生労働省のウェブサイトやYouTubeチャンネルからぜひご覧ください。



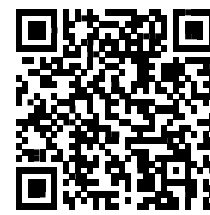
厚生労働省ウェブサイト

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000109040.html>



YouTubeチャンネル

<https://www.youtube.com/watch?v=IKKP0gaW3eE>



ご清聴ありがとうございました

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare